

藤井寺市監査委員公表第3号

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査等を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

令和7年12月26日

藤井寺市監査委員 服部 隆行
藤井寺市監査委員 片山 敬子

1. 監査対象機関

会計室

2. 監査対象事務

令和7年度における財務に関する事務及び行政事務の執行

3. 監査期間

令和7年10月～令和7年12月24日

4. 監査の着眼点及び実施内容

藤井寺市監査基準に基づき、会計室所管の財務事務等の執行が、法令等に従い行われているかどうかの確認を主眼として、あらかじめ事務概要書と関係資料の提出を求め、関係諸帳簿及び証拠書類を抽出して調査するとともに、関係職員から説明を聴取して監査を実施した。

5. 監査の結果

会計室の財務事務等の執行は、関係法令等に従いおおむね適正に執行されているものと認められた。